

長野市長 鷺 澤 正 一 様

長野市情報公開審査会  
会長 柳澤 修嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年 1月23日付け24河第 198号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

長野市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年10月25日付け24河第 148号で長野市行政情報非公開決定（以下「本件処分」という。）した「北八幡11号雨水幹線（シールド工）詳細設計資料一式」（以下「本件対象行政情報」という。）のうち、「調査資料」については、公開すべきである。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象行政情報について公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった本件対象行政情報について、条例第7条第6号の非公開情報に該当するとし、本件処分を行い、申立人に通知した。

(3) 異議申立て

これに対して、申立人は、本件処分を不服として、平成24年11月27日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成25年 1月23日付けで、条例第18条の規定に基づき、当審査会に対して諮問した。

3 申立人の主張の要旨

申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

原処分を取り消し、「平成23年度北八幡11号雨水幹線外測量設計業務委託」の

資料公開を求める。

(2) 理由

ア 本件対象行政情報について、発注前で公開できないということであるが、長野市新第一庁舎・新市民会館建設工事の概要等は、発注前でも公開になっている。同じ公共工事であるのに違いがあるのはおかしい。

イ 国、県において、同様の請求をした場合、設計が完了していれば公開になる。現時点で公開できない事項もあると思われるが、一切公開しないというのはなぜか。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本市が発注する業務委託・工事等は、規模、内容に応じて業者選定の方法が異なる（長野市請負工事審査委員会において決定される。）など、同じ公共事業であっても取扱いは相違する。

第一庁舎・長野市民会館の建設に関しては、基本設計・実施設計を行う設計事務所をプロポーザル（提案型）方式で選定し、現在公開されている図面・概要は、パブリックコメント用に加工されたものである。

（仮称）平成25年度北八幡11号雨水幹線工事（以下「本件工事」という。）は、パブリックコメントの予定もなく、事前公表用の資料も作成していない。

(2) 本件対象行政情報は、本件工事の入札価格を積算するための実施設計資料として発注し、作成したもので、本件対象行政情報を一部の者だけが入札公告前に入手できるとするならば、入札の公平性を著しく害することとなる。入札の際は、入札参加者が、一斉に図面や内訳書などの設計図書の情報を入手した上で、積算を開始し、入札に臨むのが公平な方法であり、それを妨げる要素はできるだけ排除されるべきである。また、入札においては、業者の積算能力を確認することも重要な要素である。

(3) 本件対象行政情報は、図、図に添付された記号、数値等が記載されており、図を構成する線も、その長さ、種類により、目的物の構造、仕様及び材料等を指し示している。したがって、本件対象行政情報上の図、記号、数値等は、全て入札に影響する情報であり、一部を黒塗りにすればよいというものではない。

5 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。条例において、実施機関が保有する行政情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件申立てについて判断するものである。

(2) 本件対象行政情報の内容

本件対象行政情報は、実施機関が本件工事の実施に当たって必要となる情報を得るために、事業者に設計業務を委託し、その成果品として事業者から提出されたものであり、「報告書」、「設計資料」、「調査資料」、「設計数量」及び「図面」という情報で構成されている。

なお、実施機関の説明によれば、工事の入札に当たっては、上記成果品のうち「設計数量」及び「図面」については、工事実施設計書（以下「設計図書等」という。）の一部資料としてそのまま活用されるとのことである。

(3) 本件申立てに対する審議事項について

本件申立てにおける争点は、本件処分の対象行政情報が条例第7条第6号の非公開情報に該当するかどうかであり、その点について調査審議する。

(4) 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号では、「市又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とし、具体的なおそれとして、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」などを列挙しているところである。

実施機関は、「本件対象行政情報は、本件工事の入札予定価格を積算するために作成したもので、本件対象行政情報を一部の者だけが入札公告前に入手できるとするならば、入札の公平性を著しく害することとなる。」と主張している。

そこで、本件対象行政情報を入札公告前に公開すると、入札に不公平が生じ、適正な入札事務の遂行に著しい支障を来し、ひいては、本市の財政上の利益を不当に害することになるかどうかについて、以下検討する。

ア 本市では、長野市事後審査型一般競争入札試行要領第6第2項において、「設計図書等は、財政部契約課において公告の日から当該入札の前日まで閲覧に供するものとする。」と規定している（なお、当該要領は、平成25年4月10日付けで、「長野市事後審査型一般競争入札実施に関する要綱」として改変され、これに併せて、当該規定は削除されている。）。これは、入札に際して、設計図書等を一斉に公表し、入札参加者がそれ入手し、一斉に積算を開始し、入札に臨むことで公平性を担保するための規定と考えられる。

入札参加者は、設計図書等の資料に基づいて入札価格を積算することとなるが、一般的に積算作業は相当な時間と労力を要するものであり、入札公告日前に公開したとすると、入札価格の積算に十分な時間を掛けることができ、より精度が高い積算をすることが可能となると考えられる。また、設計図書等の一部には、入札に当たって実施機関が作成する設計価格及び最低制限価格（以下「設計価格等」という。）を積算するための基本情報が集積されており、それらの情報と、一般に公表されている公共工事の設計価格を積算するために設けられている「積算基準書」の情報等を突合せて積算することにより、容易にかなりの精度で設計価格等が推測される可能性があると考えられる。さらに、設計価格等が推測されることとなると、入札者の見積り努力を損なわせ、あるいは推測される設計価格等をもとに、談合等による入札価格の高止まりを誘発するおそれもあると考えられる。

これらからすると、設計価格等が推測されることにより、入札事務において

不当な価格操作により市の財産上の利益を害するおそれがあり、ひいては、適正な入札事務に著しい支障が生じる可能性があるという実施機関の主張には合理性がある。

イ 異議申立人は、長野市新第一庁舎・新市民会館の建設工事を引き合いに出して、同じ公共工事であるのに違いがあるのはおかしいと主張しているが、この建設工事は、本件申立ての事案とは情報の性質が全く異なっている。また、国、県においては、同様の請求をした場合、設計が完了していれば公開になるとも主張しているが、当審査会として確認した範囲ではそのような事実は窺えなかった。たとえ他自治体がそのような対応をしていたとしても、入札事務は、自治体固有の事務であり、本市における現状は、前述のとおり適正な入札事務を遂行するための対応であり、単純に比較することはできない。

ウ 異議申立人は、現時点で公開できない事項もあると思われるが、一切公開しないというのはなぜかと主張しているのに対して、実施機関は、全て入札に影響する情報であると主張している。

そこで、当審査会として、本件対象行政情報を検分し、前述の情報ごとに条例第7条第6号の該当性を検証したところ、本件対象行政情報のうち、「報告書」、「設計資料」、「設計数量」及び「図面（「位置図」及び「系統図」を除く。）」については、直接設計価格に結びつくものであり、非公開としたことは妥当である。他方、現況測量、地盤状況及び地下埋設物などの状況をまとめた「調査資料」並びに「図面」のうち「位置図」及び「系統図」は、直接、本件工事の入札に当たっての設計価格等に結びつくものではないと判断された。しかし、「位置図」及び「系統図」については、本件工事の入札に当たっての設計図書等に含まれており、工事の入札の公告日から一斉に公表されるものであることを考えると、入札の公平性を担保するうえでも、「報告書」等と同様に非公開とすることが妥当である。

なお、「調査資料」については、条例第7条第6号の非公開情報に該当しないことから、公開することが妥当であると考ええる。

#### (5) 結論

以上のことから、当審査会は、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### (6) 審査にかかわった委員

会長 柳澤 修嗣、委員 関 良徳、委員 小泉 真理、委員 田下 佳代、委員 芝波田 利直

審査会における調査・審議の経過

年 月 日	内 容
平成25年 1 月23日 (審査会)	○実施機関から「諮問書」及び「理由説明書」を受領 ○実施機関による口頭理由説明 ○審議
平成25年 1 月23日	○申立人に「実施機関理由説明書」及び「反論書提出通知」を送付
平成25年 2 月22日 (審査会)	○実施機関から事情聴取 ○審議
平成25年 4 月15日 (審査会)	○審議
平成25年 5 月17日 (審査会)	○審議
平成25年 6 月25日 (審査会)	○審議 ○答申